

「日光桜回遊」のシダレザクラの持続可能な維持管理について

金田 正明*・親泊 素子**

はじめに [背景と目的]

本論は「日光桜回遊」に選ばれたシダレザクラの古木・名木の持続可能な保全について調査研究をおこなうものである⁽¹⁾。日光市は2013(平成25)年から日光市の観光をさらに推進させるために、「日光桜回遊」のイベントをスタートさせた。これは日光門前町に店舗を構える店主らにより組織された「日光桜遊会」が主宰するもので、当初は67の老舗名店会が中心となってすすめられ、年々その参加店舗数が増えている状態である。このイベントとは、日光市内の街中で今まで知られてこなかったサクラの名所を散策してもらい、同時に日光を代表するグルメや物産品も紹介しながら、「見る、食べる、買う」を観光客に楽しんでもらおうとする企画である。この「日光桜回遊」に選ばれた27ヵ所のサクラの多くは樹齢200年を超える古木・名木のシダレザクラで、個人の敷地にあるものも含め、美しい状態で毎年日光を訪れる観光客を魅了している。しかし一方、それらのサクラの多くが所有者の自主的管理に任されており、年々その負担が個人に重くのしかかってきている。すなわち、このイベントの人気の高まるにつれ、観光客に鑑賞してもらうための整備費用の負担が増えてきている。また、観光客による植物への負荷を軽減するための樹木管理にも労力がい

る。サクラの所有者としては日光の桜回遊を楽しんで欲しい反面、負担が辛くなってきているのが現状である。さらにこれらのサクラの所有者のうち、個人でサクラを所有している人の中には、高齢化や後継者問題もでてきている⁽²⁾。このまま放置すれば、これらのサクラの保全問題が深刻化してくることは間違いない。そうすると「日光桜回遊」イベントの存続が危ぶまれるだけでなく、これらの貴重なサクラの生存も危ぶまれてくる。そこで、これらの直面する課題について、特に個人所有のサクラに焦点を当ててその保全策を模索してみた。

I 古木・名木の保全に対する保護制度について

現在、日本において古木・名木は、天然記念物、景観重要樹木、保存樹木、国立公園、保護林の一部として指定を受けることによって保全されている。これらの古木・名木は植物学や生態学の研究対象としてだけではなく、我が国の自然環境や緑地の保全、景観形成に重要な役割を果たしてきた。さらにこれらの古木・名木は御神木、霊木としてその地域の信仰対象ともなっており、民族学的研究の立場からも、さらには文学、芸術の対象としても扱われてきた。そして何よりも、古木・名木が形成する景観は地域活性化の観光資源として地元で大きな役割をはたしてきた。したがって、古木・名木は古くから保護と利用の両面的な側面をもちながら地元の人達に親しまれてきた。歴史・伝統的まちなみのランドマーク、国立

2020年11月30日受付

* 江戸川大学 経営社会学科教授 食料経済学

** 国立公園研究所客員教授 環境政治学

「日光桜回遊」のシダレザクラの持続可能な維持管理について

公園、自然公園内の樹林、農林業区域内での保安林や生産緑地、都市のアメニティ確保等、保護指定を受けた古木・名木が果たす役割は果てしない。特に世界文化遺産に登録された二社一寺を有する日光市内には多くの古木・名木があり、「日光桜回遊」のサクラの中には推定樹齢が500年を越すサクラも含まれている。そこで最初に「日光桜回遊」のサクラについてどのような制度で保全されているのかについて調べてみた。

(1) 天然記念物

天然記念物は文化財保護法や各地方自治体の文化財保護条例に基づき指定される。指定対象は、動物、植物、地質、鉱物等の自然物に関する記念物である。国の天然記念物の指定を受けると、その保全のために文化庁の長官の許可なしで、採集や樹木の伐採等が簡単に出来ないように規制がかけられ、地方自治体による指定の場合には各自治体の条例によって規制される。2020（令和2）年

現在、国が指定した天然記念物は1,031件あるが、そのうち植物は555件で、30件が特別天然記念物に指定されている。内訳は次のとおりである。

表 I-1 国の天然記念物の種類別指定件数

(2020年4月1日現在)

分類	件数
動物	196 (21)
植物	555 (30)
地質 鉱物	257 (20)
天然保護区域	23 (4)
合計	1,031 (75)

注：（ ）内は特別天然記念物で内数である。

出典：「天然記念物の種類別指定件数」, 文化庁のHPより引用⁽³⁾

国の天然記念物に指定された植物のうち、サクラについては現在39件が指定されており、うち2件は特別天然記念物の指定を受けている。

表 I-2 天然記念物指定を受けたサクラ一覧

No	名前	品種	所在地	備考
1	盛岡石割ザクラ	エドヒガン	岩手県盛岡市	
2	龍谷寺のモリオカシダレ	シダレザクラ	岩手県盛岡市	
3	角館のシダレザクラ	シダレザクラ	秋田県角館町	
4	鹽竈神社の鹽竈ザクラ	サトザクラ	宮城県塩竈市	
5	南谷のカスミザクラ	オオヤマザクラ	山形県鶴岡市	
6	伊佐沢の久保ザクラ	エドヒガン	山形県長井市	
7	草岡の大明神ザクラ	エドヒガン	山形県長井市	
8	三春滝ザクラ	シダレザクラ	福島県三春町	三大桜、樹齢1000年余
9	馬場ザクラ	エドヒガン	福島県大玉村	
10	大戸のサクラ	シロヤマザクラ	茨城県茨城町	
11	桜川のサクラ	シロヤマザクラ	茨城県桜川市	
12	金剛ザクラ	ヤマザクラ	栃木県日光市	
13	三波川の冬ザクラ	フユザクラ	群馬県藤岡市	
14	石戸蒲ザクラ	エドヒガン	埼玉県北本市	五大桜、樹齢800年
15	大島のサクラ株	オオシマザクラ	東京都大島町	特別天然記念物
16	小木の御所ザクラ	サトザクラ	新潟県佐渡市	

表 I-2 続き

No	名前	品種	所在地	備考
17	極楽寺の野中ザクラ	オオヤマザクラの変種	新潟県阿賀町	
18	梅護寺の数珠掛ザクラ	サトザクラ	新潟県阿賀野市	
19	小山田ヒガンザクラ樹林	エドヒガン	新潟県五泉市	
20	椽平サクラ樹林	オオヤマザクラ	新潟県新発田市	
21	素桜神社の神代ザクラ	エドヒガン	長野県長野市	
22	松月寺のサクラ	ヤマザクラ	石川県金沢市	
23	山高神代ザクラ	エドヒガン	山梨県北杜市	三大桜 樹齢 2000 年
24	躑躅原フジザクラ群落	フジザクラ	山梨県富士吉田市	
25	狩宿の下馬ザクラ	ヤマザクラ	静岡県富士宮市	特別天然記念物 五大桜
26	木曾川堤のサクラ	エドヒガン	愛知県一宮市	
27	根尾谷淡墨ザクラ	エドヒガン	岐阜県本巣市	三大桜
28	揖斐二度ザクラ	サトザクラ	岐阜県大野町	
29	霞間ヶ溪のサクラ	ヤマザクラ	岐阜県池田市	
30	中将姫誓願ザクラ	ヤマザクラの変種	岐阜県岐阜市	
31	臥龍のサクラ	エドヒガン	岐阜県高山市	樹齢 1100 年
32	常照寺の九重ザクラ	シダレザクラ	京都府京都市	
33	樽見の大ザクラ	エドヒガン	兵庫県養父市	
34	白子不断ザクラ	ヤマザクラの変種	三重県鈴鹿市	
35	知足院ナラヤエザクラ	カスミザクラ	奈良県奈良市	
36	三隅大平ザクラ	ヤマザクラ, エドヒガンの自然交配種	鳥根県浜田市	
37	大村神社のオオムラザクラ	サトザクラ	長崎県大村市	
38	ヒガンザクラ自生南限地	エドヒガン	鹿児島県始良郡	
39	荒川のカンヒザクラ自生地	カンヒザクラ	沖縄県石垣市	

出典：文化庁「国指定文化財データベース」より作成⁽⁴⁾

日光市にある国の天然記念物は 5 件あり、うち 2 件は特別天然記念物の指定となっている。2 件の特別天然記念物は「日光杉並木街道 附 並木寄進碑」と「コウシンソウ自生地」である。またカモシカも国の特別天然記念物として日光市の文化財一覧に記載されているが、文化庁では「地域を定めず」として、「青森県他 29 都道府県」と記載している。また、国の天然記念物に指定されているサクラについて調べてみると、日光市市内にある「金剛ザクラ」1 件のみである⁽⁵⁾。また、2020（令和 2）年現在、栃木県指定の文化財は

827 件で、うち天然記念物は 68 件、うちサクラの指定は宇都宮市の「祥雲寺のしだれざくら」、芳賀郡茂木町の「茂木小山のヤマザクラ」、大田原市の「磯上のヤマザクラ」、那須郡那須町の「八幡のミネザクラ」の 4 件のみである。なお、日光市内の県指定の天然記念物として、「生岡の杉」、「日光のひめこまつ」、「中宮祠のイチイ」、そして「長畑のヒイラギモクセイ」（旧今市市）の 4 件があるが、県指定のサクラの天然記念物はない⁽⁶⁾。

表 I-3 栃木県の天然記念物に指定されているサクラ

名称	数	所在	所有者／管理者	指定年月日
祥雲寺のしだれざくら	1	宇都宮市東戸祭	祥雲寺	昭 32・6・30
茂木小山のヤマザクラ	1	芳賀郡茂木町小山	個人所有	昭 42・10・20
磯上のヤマザクラ	1	大田原市両郷中の苗	個人所有	昭 43・8・27
八幡のミネザクラ	2	那須郡那須町湯本八幡崎	栃木県	昭 41・8・23

出典：栃木県の「栃木県指定文化財天然記念物」より作成

世界遺産に指定されている日光市内には国指定の文化財が多く存在するが、二社一寺に関する有形文化財が多くを占めている。日光市の有形文化財は 102 件、無形文化財 1 件、記念物 69 件、無形民俗文化財 25 件、有形民俗文化財 21 件で合計 218 件ある。記念物 69 件の中で最も多くの指定を受けているのが天然記念物の 40 件であり、杉、イチョウ、サクラ、ミズバショウ自生地、ヒノキ、ケヤキ、梅など約 22 種類が指定を受けている。その中でサクラは 9 件ある。したがって、日光市内の国、県、市指定による天然記念物の合計は 49 件で、その中でサクラについては国が 1 件、市が 9 件の合計 10 件が指定されている⁽⁷⁾。

表 I-4 によると、今市と日光で、それぞれ 4 カ所、藤原で 1 カ所のサクラが天然記念物に指定されている。名称を挙げると、今市では、「塩野室のシダレザクラ」、「沓掛のヤマザクラ」、「猪倉のヤマザクラ」、「矢野口のエドヒガン」、日光は「七里のちちぶ桜」、「稲荷町のシダレ桜」、「小来川（南沢）のエドヒガン」、「日光田母沢御用邸記念公園のシダレザクラ」、藤原で「高德のヒガンザクラ」である。足尾と栗山には指定されたサクラはない。現在、日光地域にある市の天然記念物指定のサクラは 4 件あるが、うち「日光桜回遊」にリストされているサクラは「稲荷町のシダレ桜」のみで、国指定の「輪王寺金剛ザクラ」と合わせても 2 件のみである。

(2) 景観重要樹木

2004（平成 16）年に施行された景観法により、地域の景観形成が可能となった。この景観形成を進めるに当たり、欠かせないのが地域の景観資源

表 I-4 日光市の天然記念物に指定されているサクラ（地域別）

地域	名称
今市	塩野室のシダレザクラ
	沓掛のヤマザクラ
	猪倉のヤマザクラ
	矢野口のエドヒガン（腰掛け桜）
日光	七里のちちぶ桜
	稲荷町のシダレ桜
	小来川（南沢）のエドヒガン
	日光田母沢御用邸記念公園のシダレザクラ
藤原	高德のヒガンザクラ
足尾	—
栗山	—

注：— なし

出典：『日光市の指定文化財』より作成⁽⁸⁾

の掘り起こしである。特に地域のシンボルとなるような建造物や樹木は景観づくりの大きな役割を果たすものである。したがって、すでに文化財保護法により指定されたものには適用されないが、それ以外の樹木で地域の価値を高められるものを景観樹木として指定することが可能となった。2020（令和 2）年 3 月時点で、全国の景観行政団体は 759 団体あるが、うち栃木県では宇都宮市をはじめ 12 の市町村（足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、那須塩原市、さくら市、下野市、高根沢町、那須町）が景観行政団体となり、良好な景観形成の基本となる「景観計画」を策定している⁽⁹⁾。日光市でも景観法が施行された翌年の 2005（平成 17）年に景観行政

表 I-5 景観重要樹木 264 件 (60 市区町村)

(2020 年 3 月 31 日現在)

市区町村	件	市区町村	件	市区町村	件
北海道美瑛町	4	岩手県盛岡市	51	山形県米沢市	1
山形県大江町	3	福島県南会津町	3	茨城県土浦市	1
栃木県鹿沼市	3	群馬県下仁田町	1	埼玉県さいたま市	4
埼玉県春日部市	1	埼玉県戸田市	5	千葉県我孫子市	6
千葉県袖ヶ浦市	6	東京都新宿区	4	東京都台東区	11
東京都杉並区	1	東京都豊島区	1	東京都板橋区	1
東京都江戸川区	3	神奈川県横浜市	1	神奈川県相模原市	1
神奈川県横須賀市	28	神奈川県平塚市	5	神奈川県茅ヶ崎市	4
山梨県南アルプス市	1	長野県茅野市	1	長野県佐久市	2
長野県高山村	10	石川県金沢市	2	岐阜県恵那市	2
岐阜県可児市	1	静岡県静岡市	3	静岡県浜松市	1
静岡県三島市	1	静岡県富士市	3	静岡県御殿場市	1
静岡県袋井市	1	愛知県半田市	4	愛知県犬山市	4
愛知県みよし市	2	三重県鈴鹿市	1	滋賀県彦根市	33
京都府長岡京市	1	大阪府岸和田市	3	兵庫県西宮市	1
奈良県橿原市	2	島根県松江市	1	広島市呉市	3
山口県岩国市	1	愛媛県松野町	7	高知県梼原町	1
高知県四万十町	5	福岡県大牟田市	2	福岡県久留米市	1
熊本県天草市	4	宮崎県宮崎市	2	宮崎県延岡市	1
鹿児島県鹿児島市	4	鹿児島県薩摩川内市	2	沖縄県糸満市	1

出典：「景観法の施行状況」より作成⁽¹¹⁾

団体となり、2008（平成 20）年には「日光市景観計画」を策定した。この中で日光市は景観重要樹木の指定方針を次のように記している。

「景観重要樹木は、樹木であって、樹容が次のいずれかに該当するものとする。

- ・由緒、由来のあるもので、健全で樹形等が景観上優れているもの。
- ・市民に親しまれ、周辺景観の核となっているもの」⁽¹⁰⁾

2020（令和 2）年現在、全国の 2 県 102 市区町村で指定された景観重要建造物は 659 件、景観重要樹木は 264 件あるが、栃木県は、景観重要建造物が栃木市に 1 件、鹿沼市に 2 件、日光市に 1 件、景観重要樹木は鹿沼市に 3 件指定されているが、日光市には景観重要樹木の指定はない。

(3) 巨樹・巨木の保護

昔は巨樹とか巨木ということばは特段の定義がされないまま、何とはなしに見た目の大きさやそのイメージで使われてきた。そして、そういった巨樹・巨木は長い歳月を経て大きく成長してくると、その中でも姿や枝ぶりの良い樹木は名木とよばれるようになった。また樹齢が何百年も超えるものは老木・古木とも呼ばれ、地域によっては御神木や霊木として崇められてようになっていく。これらの樹木は、科学的研究対象としてはもちろんのこと、多くが天然記念物にも指定され保護されてきた。1988（昭和 63）年に実施された「第 4 回自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）」の一環として、環境省は初めて全国の巨樹・巨木林の実態調査を実施して、都道府県単位で 5 万

5,798本の巨樹・巨木林の調査結果を報告した。この調査対象とされた巨樹・巨木は、地上から約130cmの位置で幹周が300cm以上、地上から約130cmの位置において幹が複数に分かれている場合には、個々の幹の幹周の合計が300cm以上であり、そのうち主幹の幹周が200cm以上となっている。2001（平成13）年の「第6回自然環境保全基礎調査・巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」によるとサクラの全国最大級クラスはいずれも800cm以上の幹周を持つものばかりで、そのほとんどが天然記念物ないしその他の保護制度によって保全されている⁽¹²⁾。

栃木県の場合、この調査で報告された巨木の本数は単木測定数1,124本、樹林測定数1,115本、並木測定数49本の合計2,288本であり、林内の巨木本数は15,497本であった。又、日光市は327本が報告されているが、この調査は2001（平成13）年の第6回自然環境保全基礎調査に基づくものなので、20年近くを経た現在、再度のフォローアップのデータの確認が必要である⁽¹⁴⁾。栃木県の巨木のベスト5はスギが3件とケヤキとイチョウであり、いずれも国・県・市町村によって指定保護されている。日光市は観音堂の大イチョウが幹周り880cmでこの5件に入っているが、「日光桜回遊」のサクラは推定樹齢が500年を超える

古木が何本もあるが、巨樹リストでは見つけれなかった。かろうじて、岩崎社社のエドヒガン（360cm）のサクラを見つめることができたが、やはり、日光では樹幹が500cmを超すスギ、ケヤキ、モミ、イチョウ等の巨樹が圧倒的に目立っている⁽¹⁵⁾。

(4) 保存樹・保存樹林

都市の樹木の保存に関する法律として、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」（昭和37年5月18日法律第142号）がある。通称「樹木保存法」と呼ばれるこの法律は、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的として、都市計画区域内において、美観風致を維持するために必要があると認められる時に市町村長が「保存樹」または「保存樹林」に指定することができるものである。但し、文化財保護法、森林法、景観法に掲げる樹木又は樹木の集団については適用外である。この「樹木保存法」は保存樹の指定、指定解除、所有者の保存義務、届け出等についての規定はあるが罰則規定はない。したがって、保存樹の毀損や滅失に関する罰則やその他の細則は各自自治体が条例などで定めることができるようになっている。このように保存樹木の保存については法律に基づくものと自治体の条

表 I-6 全国最大級のサクラの巨樹・巨木

(2001年現在)

県	所在地	幹周 (cm)	主幹 (cm)	独自の呼称	保護指定制度 (A：国指定, B：都道府県指定, C：市町村指定)
山形	鶴岡市馬場町	870			都市公園 C その他制度 BA
山形	長井市	1,091		草岡のサクラ	天然記念物等 C
山形	長井市	900		久保桜	天然記念物等 A
福島	伊達郡川俣町	1,386	858	常泉寺のシダレザクラ	その他の制度 BC
福島	耶麻郡西会津町野沢字原町	860		化け桜	その他の制度 BC
福島	河沼郡柳津町大字細入字清水尻	900		細越の種蒔桜	その他の制度 BC
山梨	北巨摩郡武川村山高 2778 番地	1,060		山高の神代桜	天然記念物等 A
岐阜	本巣郡根尾村淡墨の桜	920		淡墨の桜	天然記念物等 A
佐賀	伊万里市	1,140		明星桜	
鹿児島	大口市奥十曾	1,099			保安林・学術参考保護林等

出典：第6回自然環境保全基礎調査「巨樹・巨木林フォローアップ調査」より作成⁽¹³⁾

例等に基づくものが存在する。

2018（平成30）年度末現在、法律に基づく「保存樹・保存樹林」は、全国26都市において保存樹が3,687本、保存樹林は293件で、その面積は111.3ha、生け垣などは28件で、1,368.70mとなっている。また一部の自治体では、独自の条例を制定して、地域で親しまれてきた老木や名木、或いは残すべき良好な樹林等を「保存樹」、「保存樹林」に指定している。こうした地方の条例に基づく保存樹、保存樹林は、2018（平成30）年度末現在、全国362都市（及び3道県）において保存樹が60,101本、保存樹林が7,841件で、面積は3,621ha（面積の把握ができていないものを除

く）、生け垣などは4,331件で、延長170,900m（延長不明なものを除く）が指定されている。一般に「樹木保存法」による「保存樹、保存樹林」と条例等による「保存樹、保存樹林」に実質的な違いはないが、「樹木保存法」で規定する保存樹、保存樹林については、市町村長は台帳の作成・保管することが義務付けられている。栃木県の場合、「樹木法」による指定樹木はないが、小山市と真岡市で条例が制定されており、その条例に基づいて、小山市は保存樹木3本、生け垣6件（440.40m）、真岡市は保存樹木が160本指定されている⁽¹⁶⁾。

以上の結果、日光市内の古木・名木に絞って保

表 I-7 保存樹及び保存樹林等指定状況（樹木保存法に基づく指定）

（2019年3月31日現在）

都道府県	政令市	都市数	平成30年度末指定状況				
			保存樹（本）	保存樹林イ		保存樹林ロ	
				件数	面積（m ² ）	件数	延長（m）
北海道		2	42	9	34,515.00	2	114.70
	うち札幌市	1	42	9	34,515.00	0	0.00
千葉県		2	10	5	23,347.00	0	0.00
	うち千葉市	1	0	1	5,990.00	0	0.00
東京都（東京特別区）		4	11	7	18,850.00	0	0.00
石川県		1	132	57	159,495.00	0	0.00
長野県		2	214	64	202,054.00	26	1,254.00
岐阜県		1	98	20	60,870.00	0	0.00
静岡県		2	152	77	426,583.00	0	0.00
	うち浜松市	1	57	77	426,583.00	0	0.00
愛知県（名古屋市）		1	770	1	13,004.00	0	0.00
滋賀県		1	11	3	42,652.00	0	0.00
大阪府		5	181	47	114,570.00	0	0.00
	うち大阪市	1	92	22	65,905.00	0	0.00
兵庫県		1	1	1	5,889.52	0	0.00
奈良県		1	2	0	0.00	0	0.00
広島県 [広島市]		1	81	2	11,490.00	0	0.00
福岡県		2	1,982	0	0.00	0	0.00
	うち北九州市	1	181	0	0.00	0	0.00
	うち福岡市	1	1,801	0	0.00	0	0.00
合計		26	3,687	293	1,113,319.52	28	1,368.70

注：*項目内「保存樹林イ」「保存樹林ロ」は法に基づき、以下のものを指すものとする。

「保存樹林イ」…その集団の存する土地の面積が500m²以上であること

「保存樹林ロ」…「生垣をなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが30m以上であること」

出典：「保存樹および保存樹林」、国土交通省のHPより引用⁽¹⁷⁾

「日光桜回遊」のシダレザクラの持続可能な維持管理について

表 I-8 保存樹木及び保存樹林等指定状況（条例に基づく指定）

(2019年3月31日現在)

都道府県 政令市	都市数	平成30年度末指定状況				
		保存樹（本）	保存樹林		生垣等	
			件数	面積（m ² ）	件数	延長（m）
北海道	22 (1)	470	150	1,792,464.66	0	0.00
うち札幌市	1	14	6	87,740.00	0	0.00
青森県	4	83	32	204,741.86	104	3,040.60
岩手県	2	272	7	65,590.98	102	2,125.00
宮城県	2	193	14	13,291.32	0	0.00
うち仙台市	1	177	14	13,291.32	0	0.00
秋田県	2	2,239	6	102,702.00	11	357.71
山形県	3	301	76	399,145.00	36	2,123.50
福島県	4	136	47	115,902.00	0	0.00
茨城県	13	519	581	1,407,436.59	34	2,201.60
栃木県	2	163	0	0.00	6	440.40
群馬県	8	571	80	215,876.00	590	16,094.35
埼玉県	40 (1)	4,662	755	6,296,308.52	250	17,238.16
うちさいたま市	1	0	213	487,378.51	0	0.00
千葉県	16	2,668	1,458	5,611,177.25	13	3,477.10
うち千葉市	1	541	332	2,152,767.35	0	0.00
東京都	51	29,926	1,164	3,861,991.95	2,257	95,277.70
うち東京特別区	22	15,867	709	1,749,210.17	514	23,762.45
神奈川県	21	4,180	1,468	5,278,352.17	745	22,039.84
うち横浜市	1	1,019	0	0.00	0	0.00
うち川崎市	1	854	35	44,809.00	41	2,599.50
うち相模原市	1	153	30	61,071.00	0	0.00
新潟県	3	287	26	106,006.00	7	327.90
うち新潟市	1	234	16	37,098.00	7	327.90
富山県	4	704	49	141,849.25	9	643.80
石川県	1	13	1	2,0068.00	0	0.00
山梨県	2	81	0	0.00	0	0.00
長野県	10	333	39	579,033.70	29	2,089.00
岐阜県	8	2,876	148	381,172.00	0	0.00
静岡県	11	348	139	628,865.02	0	0.00
うち静岡市	1	42	39	124,858.00	0	0.00

「日光桜回遊」のシダレザクラの持続可能な維持管理について

表 I-8 続き

都道府県 政令市	都市数	平成 30 年度末指定状況				
		保存樹 (本)	保存樹林		生垣等	
			件数	面積 (m ²)	件数	延長 (m)
愛知県	22	3,760	596	1,185,143.82	35	1,237.01
うち名古屋市	1	82	1	446.82	0	0.00
三重県	1	805	31	-	0	0.00
滋賀県	3	96	41	303,145.00	0	0.00
京都府	5	207	36	1,369,478.35	0	0.00
うち京都市	1	38	33	-	0	0.00
大阪府	18	773	141	895,243.01	1	40.00
うち堺市	1	163	12	39,000.00	0	0.00
兵庫県	12	559	123	498,255.70	2	200.00
うち神戸市	1	53	28	183,365.00	0	0.00
奈良県	8	46	7	2,643.00	0	0.00
和歌山県	2	125	11	62,383.00	0	0.00
鳥取県	3	123	40	750,868.17	0	0.00
岡山県	5	93	4	10,000.00	0	0.00
うち岡山市	1	68	0	0.00	0	0.00
広島県	2	54	6	15,618.00	1	45.50
山口県	7	151	27	224,212.09	1	74.00
徳島県	1	36	0	0.00	0	0.00
香川県	3 (1)	194	45	25,300.00	0	0.00
愛媛県	3	85	45	336,492.00	0	0.00
高知県	1	51	25	125,950.00	0	0.00
福岡県	11	399	70	1,984,389.00	97	1,757.60
佐賀県	3	169	0	0.00	0	0.00
長崎県	1	0	2	400,000.00	0	0.00
熊本県	2	615	242	-	0	0.00
うち熊本県	1	588	242	-	0	0.00
大分県	5	205	24	142,148.00	0	0.00
宮崎県	5	289	64	383,182.00	1	70.00
鹿児島県	7	117	18	296,286.00	0	0.00
沖縄県	3	124	3	0.00	0	0.00
合計	362 (3)	60,101	7,841	36,214,710.41	4,331	170,900.77

注：*() 内数字は道県指定

出典：「保存樹および保存樹林」, 国土交通省の HP より引用⁽¹⁸⁾

護指定されている件数をまとめてみると次の通りとなった。

1. 天然記念物：国指定2件（日光杉並木、金剛ザクラ）、県指定4件（生岡の杉、日光のひめこまつ、中宮祠のイチイ、長畑のヒイラギモクセイ（旧今市市）、市指定40件のうち水ばしょう自生地2件をのぞく38件、うちサクラは9件
2. 景観重要樹木：0件
3. 巨樹・巨木：327本（2001年データ）エドヒガン（360cm）
4. 保存樹林：0件

Ⅱ 「日光桜回遊」のサクラの現状と課題

日光市で法的保護がされている古木・名木のサクラは天然記念物に指定されている10件だけだと分かったが、その中で、「日光桜回遊」のサクラは、国の特別天然記念物の輪王寺の「金剛桜」と市の天然記念物の「高田家のしだれ桜」の2件のみである。それでは他のサクラはどのようにして保全の対策を講じて行けばよいのだろうか。まずは、現在の「日光桜回遊」のサクラについての課題をまとめてみよう。

1. 旧日光市内には稲荷町のシダレ桜の他に天然記念物指定のサクラが3本あるが、これらは「日光桜回遊」のリストには入っていない。この「日光桜回遊」のイベントの目的は日光市内の商業活性化、観光促進のイベントの一つとして企画実施されたのが始まりなので、観光客の「見る、食べる、買う」ができる主として商店や飲食店に立ち寄りやすいルートの設定がなされている。そのため、必ずしも日光市内のサクラの古木・名木を回遊するものとはなっていない。また、観光推進で始めたイベントなので、まずはこのイベントを盛り上げることが最優先されており、サクラの保全問題やその維持管理方法については後回しになっているように思われる。

2. 「日光桜回遊」のサクラのある場所は社寺、公園、美術館、墓地、駅のプラットフォーム脇、個人の屋敷等、様々な場所にあり、決して適した景観スポットとなっているわけではない。場所によっては見学しにくい位置にあたり、交通の妨げになるような場所が眺望スポットになったり、遠景からしか見られないサクラの場所もある。特に墓地内に咲くサクラは見学しにくい位置にある。
3. 「日光桜回遊」のイベント開催期間はその年のサクラの咲く時期にもよるが、大体4月に開催され、その後の四季を通しての植生管理、維持管理は所有者に任されている。サクラの花びらや実の片付け、落ち葉の掃除、幹や枝の剪定やブラッシング、根の栄養補給や空管敷設等、個人によっては高齢のために労力を使う作業がきつくなってきている。また、樹木医や専門業者を呼んでサクラの病気や健康回復のための栄養管理等も頼まねばならず、そのための出費はかなりの額となっている。
4. それぞれのサクラの所有形態が市、社寺、個人といったように多様なために、社寺や博物館、公園等のサクラは法人や自治体等の管理に任せることができるが、個人所有の場合にはライトアップや観光客の為の解説標識、注意立札等も自己負担となっている。特に市の天然記念物の指定となっている高田家のサクラは市の文化財条例に基づいた整備が義務付けられているが、市の補助金は支給されていない。
5. 解説標識やガイドがないために、それぞれの古木・名木の由来や歴史についての詳細がわからない。
6. 個人が所有するサクラは立派な屋敷や住宅に立っている場合が多いが、角館の武家屋敷や他の伝統的建造物群保存地区にある景観のように、建造物と樹木が一つの資源として公開されているわけではないので、その分の魅力が半減している。

「日光桜回遊」のシダレザクラの持続可能な維持管理について

II-1 「日光桜回遊」のパンフレットにリストされている 27 カ所のサクラ

	名前	種類	学名 / 備考
1	い 岸野家のしだれ桜	イトザクラ	<i>C.spachiana</i> 'Itosakura'
2	ろ 神山家の桜	ヤマザクラ	<i>C. jammaskura</i>
3	は 岸野家のしだれ桜	イトザクラ	推定樹齢 500 年
4	に 岸野家のしだれ桜	イトザクラ	推定樹齢 500 年
5	ほ 布施家のしだれ桜	イトザクラ	
6	へ 星野家のしだれ桜	イトザクラ	
7	と みゆき公園の桜	ソメイヨシノ	<i>Cerasus x yedoensis</i> 'somei-yoshino'
8	ち 後藤家の桜	エドヒガン	<i>C.spachiana</i>
9	り 龍蔵寺墓地の桜	エドヒガン	
10	ぬ 神ノ主山の桜	ヤマザクラ・カスミザクラ	
11	る 石屋町の桜	エドヒガン	
12	を 松原町志渡淵川添いの桜	オオヤマザクラ	
13	わ 東武日光駅の桜	イトザクラ (ベニシダレ)	
14	か 吉新家の桜	ヤエベニシダレ・オカメ	<i>C.spachiana</i> 'Plene-rosea', <i>Cerasus</i> 'Okame'
15	よ 龍蔵寺の桜	エドヒガン	
16	た 稲垣家の桜	イトザクラ	稲荷神社の近くにある。
17	れ 鳴虫山・大谷川の山桜	ヤマザクラ・オオヤマザクラ, カスミザクラ	
18	そ 高田家のしだれ桜	イトザクラ	推定樹齢 370 年～380 年, 市の天然記念物 *1
19	つ 虚空蔵尊のしだれ桜	イトザクラ	推定樹齢 350 年
20	ね 三ツ山家の桜	ヤマザクラ	
21	な 観音寺のしだれ桜	イトザクラ	
22	ら 観音寺の桜	オオヤマザクラ	
23	む 旧日光市庁舎の桜	ヤマザクラ・エドヒガン	
24	う 志渡淵川の桜	ヤマザクラ・オオシマザクラ	
25	み 上鉢石の桜	エドヒガン	
26	の 美術館のしだれ桜	イトザクラ	
27	お 輪王寺金剛桜	コンゴウザクラ	推定樹齢 500 年, 国の天然記念物

注：*1 日光市の天然記念物指定の高田家の桜の名称は、「稲荷町のシダレ桜」

出典：日光桜遊会発行「日光桜回遊」パンフレット 2019 年版より作成⁽¹⁹⁾

III 「日光桜回遊」のサクラの保全にむけて

それでは、今後、「日光桜回遊」のサクラについてどのような保全策が考えられるだろう？ 現

状では貴重なサクラについては天然記念物の指定が好ましいが、文化財保護法による保護指定は、景観法による「景観重要樹木」や保存法による「保存樹木」の指定よりも厳しい現状変更の規制が課せられている。しかし、また、文化財保護法

によってこれらのサクラが十分に守られるとは限らない。なぜなら、日光の文化財予算は限られており、市の天然記念物に指定されている高田家の「稲荷町のシダレ桜」についても、市が合併される以前はいくばくかの補助金が出ていたが、現在ではなくなってしまっているからだ。日光市は2006年（平成18年）に、旧日光市と今市市の2つの市と足尾町、藤原町、栗山村の3つの町村が合併して、現在の日光市となった。その結果、文化財の数も増え、それぞれの文化財に助成する比率が少なくなってしまうというわけである⁽²⁰⁾。

(1) 日光市の文化財保全の状況

世界遺産に指定されている日光はもともと多くの文化財が存在する。日光市統計書（平成30年度版）によると、国指定の文化財では、日光二荒山神社の「大太刀 銘 備州長船倫光」や「日光山輪王寺の輪王寺大猷院靈廟」などの国宝11件に加え、重要文化財88件、登録有形文化財54件も含め合計170件ある。また、栃木県指定でも工芸品40件、絵画13件、建造物11件等、合計で89件もある⁽²¹⁾。

文化庁の「文化財補助金交付一覧」によると、2020（令和2）年度、栃木県へは総額で約6億7,494万円が交付されるとしている。文化財が比較的多い京都府へは、総額約33億9,593万円の補助金が補助事業者名別に示されており、栃木県の約5倍もある。ちなみに千葉県への補助金交付額は約3億6,184万円となっている⁽²²⁾。2020（令和2）年度の文化財補助事業名の所在地が日光市のものは、東照宮（約2億293万円）、輪王寺（1億4,850万円）、公益財団法人日光社寺文化財保存会（1,100万円）、古河機械金属株式会社（約758万円）である。東照宮と輪王寺の事業内容は建造物保存修理、日光社寺文化財保存会は文化財保存技術団体である。古河機械金属株式会社は足尾銅山跡に関して、記念物として「歴史生き生き！ 史跡等総合活用整備」を事業内容としている⁽²³⁾。記念物では栃木県が事業者名で、事業名所「日光杉並木街道 附 並木寄進碑（500万円）」、「天然記念物食害対策（186万円）」がある⁽²⁴⁾。

表Ⅲ-1 日光市の予算の推移

（単位：千円）

年度	一般会計	特別会計	企業会計	合計
2014	45,100,000	22,140,800	4,362,090	71,602,890
2015	44,700,000	23,197,520	3,913,480	71,811,000
2016	42,850,000	23,393,110	3,692,730	69,935,840
2017	46,890,000	24,032,720	3,460,850	74,383,570
2018	46,600,000	21,088,698	3,524,720	71,213,418
2019	43,760,000	20,950,964	3,605,460	68,316,424
2020	43,370,000	17,849,581	7,838,728	69,058,409

注：2000年度より、下水道事業は特別会計から公営企業会計に移行

出典：「日光市の予算」より作成



図Ⅲ-1 日光市の予算の推移 （単位：千円）

注：2000年度より、下水道事業は特別会計から公営企業会計に移行

出典：「日光市の予算」より作成

表Ⅲ-1、図Ⅲ-1は2014（平成26）年度～2020（令和2）年度までの日光市の予算の推移を示したものである。一般、特別、企業会計の合計は2014（平成26）年度で約716億円、2017（平成29）年度には約744億円と2014（平成26）年度と比較して約28億円（約4%）増えたものの、700億円前後でほぼ横ばいで推移している。例えば、2020（令和2）年度の特別会計で事業費の高いものは、国民健康保険事業に約90億円、介護保険事業には約74億円、後期高齢化医療費事業に約12億円となっている。その他にも、診療所事業、温泉事業、銅山観光事業に、特別会計の予算がついており、合計で約178億円の事業規模である。

日光市において文化財保護関連の事業費として

目立っているものに、足尾銅山の世界遺産登録を目指す目的で2008（平成20）年度から計上されている「世界遺産保護対策費」と「世界遺産登録準備事業費」がある。例えば、2017（平成29）年度では、世界遺産保護対策費には677万円、世界遺産登録準備事業費に1,811万円の予算が割り当てられている。世界遺産登録準備事業費に関しては、1,811万円全額日光市が負担しており、その内の1,490万円は借入金で賄われている⁽²⁵⁾。日光市の予算を見ると継続的に毎年度「文化財や文化芸術」に割り当てられている予算（運営費、事業費等）は少なく、上記の足尾銅山の世界遺産登録を目指す目的に使われてきた事業費は例外であると考えられる。日光市は国、栃木県、日光市が指定している多くの文化財が存在し、少子高齢化が進んでいる日光市の限られた予算では、市の天然記念物だけでも40件あるものに対して継続的な補助を行うのは難しいのではと思われる。

(2) 文化財支援ネットワークの強化：

民間ノウハウ等を活用した資金調達力の強化

文化財の所有者にとって、維持管理が継続出来なくなる問題点として、資金不足、高齢化や後継者不在、保存の知識や技術不足、未指定文化財・未発見文化財に対する啓発不足が指摘されている。これらの問題を補完するためには、「文化財の尊重・伝達・体験の場の拡大」「文化財支援ネットワークの強化」「民間ノウハウ等を活用した資金調達力の強化」が挙げられている⁽²⁶⁾。これらにより、所有する文化財は観光客誘致のための名所となり、地域、地域外の支援者が増加し、国や自治体が抱える文化財保護のための財源不足を補う資金調達の実現につながる。したがって、この財源確保については民間の組織の立ち上げやクラウドファンディング（Crowdfunding）といった別の方法を考えていく必要がある。文化財保護のための資金調達方法としては、指定寄付金制度、助成団体、クラウドファンディング、地域活性化ファンド、ふるさと納税、企業版ふるさと納税、PFI方式／コンセッション、指定管理制度、不動産信託などがある⁽²⁷⁾。

① 指定寄付金制度

募金総額や期間を財務大臣が指定することにより、寄付者の個人や法人に、所得税、法人税の優遇措置が適応されるものである。例としては、山口県萩市の大照院本堂・経蔵の保存修理費用の一部捻出のため、宗教法人大聖院が申請者となり、2012（平成24）年7月～2013（平成25）年6月まで寄付金の募集が行われたケースが挙げられる⁽²⁸⁾。

② 助成団体

文化財に関する助成団体には、展示関係と調査・研究・保存及び活用関係がある。後者の対象事業の例として、山形県飯豊町の常福院の常福院不動明王三尊像の修復がある。飯豊史話会が、「やまがた社会貢献基金」に応募して50万円（2017（平成29）年度）の助成を受けている⁽²⁹⁾。

③ クラウドファンディング

寄付型、購入型、融資型、投資型の4種類に大別されるが、寄付型と購入型が文化財保護に主として使われている。青森県黒石市にある元酒造初駒の建物の保存と活用に必要な上下水道工事費用の捻出に、NPO元酒蔵の歴史的建造物群を保存する会がクラウドファンディングを用いて107万円を集めた例があげられる⁽³⁰⁾。

クラウドファンディングは、実施方法で「All or Nothing型」と「All in型」があり、前者は資金調達が目標金額に達した場合のみに支援金を得ることができるが、後者は目標金額に届かなくとも支援金が得られる。以下に、4種類を説明する。

- i) 寄付型：原則、寄付に対してお礼をする必要はない。
- ii) 購入型：支援に対してお礼の品物やサービスを提供する必要がある。
- iii) 融資型：個人が少額を出資し、その見返りとして配金を得る。
- iv) 投資型：ファンド投資型と株式投資型があり、前者は分売金を、後者は配当金が支払われる。

自治体が行うプロジェクトへの「ふるさと納税」にクラウドファンディングを通じて行うガバ

メントクラウドファンディング（Government Crowd Funding, GCF）もあり、上記のように所得税と住民税が2,000円以上の寄付金額に対して控除になる。

④ 地域活性化ファンド

「地域経済の活性化や中小企業者等の事業再生が持続的に行われる」ことを目的に設立された株式会社地域経済再生化支援機構（REVIC）を通して集められたファンドで、それを文化財保護に活用しようとするものである。観光産業の育成や文化財も含めた観光資源の活用目的としては、観光産業支援ファンドがある。このファンドの例としては、千葉県香取市でREVICと地元金融機関などが「千葉・江戸優り佐原観光活性化ファンド」を設立し、佐原の重要伝統的建造物群保存地区にある歴史的建造物を飲食施設や宿泊施設へ改修したものが⁽³¹⁾。

⑤ ふるさと納税

自治体への寄付金額に対して自己負担の2,000円を除き、原則、2,000円以上の寄付額に対する所得税と住民税が控除になるもので、地域の特産物などの返礼品がもらえる場合もあるものである。寄付金の使用目的を明らかにして、それに対して寄付を募る「ガバメントクラウドファンディング」は、文化財保護などへの資金集めに用いられる。奈良県王寺町にある達磨寺にある有形文化財（建物）の修理費用を補うため、王寺町がふるさと納税制度を利用している。2015（平成27）年～2018（平成30）年で約6,800万円の寄付金額が集まっている⁽³²⁾。

⑥ 企業版ふるさと納税

正式名、地方創生応援税制とは、国により認定された地方公共団体の地方創生プロジェクトに企業が寄付を行うと、法人住民税、法人税、法人事業税が軽減されるものである。岐阜県海津市では、希少生物のハリヨの生息環境の整備（池の拡張、魚巢ブロックの設置など）や、観光資源としてハリヨの生息地を宣伝するために、企業版ふるさと納税に募集した。2017（平成29）年～2019（令和元）年で、このプロジェクトに賛同してくれた4社から約2,000万円の寄付金額が集まった⁽³³⁾。

⑦ PFI方式 / コンセッション

PFI（Private Finance Initiative）方式は、公共サービスを公共団体と民間企業が共同で提供する官民連携事業の一つで、民間から提供される「経営や技術的ノウハウ、資金」を用いて、民間に公共施設の建設、維持管理、運営などを行ってもらうものである。

PFI法は、2011（平成23）年の法改正により公共施設等運営権（コンセッション）制度が取り入れられ、2019（令和元）年度の改定により、「民間の経営原理」を公共施設の維持管理や運営などに活かすコンセッション事業が奨励されている。重要伝統的建造物群保存地区に指定されている岡山県津山市城東地区の町家4棟を市がホテルとして整備して、PFIのコンセッション方式で民間企業に管理運営を任せている。町並みの保存に加え、観光の振興などに、宿泊料などから得られた収入（運営権対価）を充てている⁽³⁴⁾。

⑧ その他

文化財保護のための資金調達方法としては、上記の他に、指定管理制度、不動産信託、修理観光、入域料などがある⁽³⁵⁾。

(3) サクラ保全の活動事例

クラウドファンディングを利用した資金調達には、民間企業が運営するポータルサイトを利用するケースが多い。表Ⅲ-3は、クラウドファンディングによるサクラの植樹・維持等の寄付金集めの事例を示したものである。

ここに示された7つの事例で資金調達に用いられたポータルサイトは、「ふるさとチョイス」、「ドリームレイジング」、「楽天ふるさと納税」、「さとふる」の4つで、それぞれ、「株式会社トラストバンク」、「株式会社ドリームレイジング」、「楽天株式会社」、「株式会社さとふる」が運営している。クラウドファンディングのポータルサイトの特徴としては、HP上のサイトへのプロジェクト掲載費用は無料であるが、運営会社により決済手数料も含めた手数料が無料のサイトから、調達資金の20%以上を徴収するところもあることである。ふるさと納税制度を利用して資金を集め

表Ⅲ-3 クラウドファンディングによるサクラの植樹・維持等の寄付金集めの事例

開始年度	目的	仕様用途	サクラの種類	場所	返礼品
2014	万本桜公園の桜の復活	植樹	ソメイヨシノ、ヤエザクラ	鳥取県琴浦町	松葉がになど
2016	しだれ桜の里づくり	植樹	しだれ桜	山梨県見延町	桜の前に名前入りプレート
2017	坪井川遊水地を桜並木の名所にする	植樹	カワヅザクラ	熊本県熊本市	オリジナルトートバッグなど
2019	村松公園の桜の樹勢回復	診断、伐採など	ソメイヨシノ、コウヨウなど	新潟県五泉市	ごぜん桜スキンクリームなど
2019	樹勢回復計画	樹勢回復、植替え、維持	ソメイヨシノ	山梨県富士吉田市	ミネラルウォーター、食品、ホテル宿泊券など
2019	桜の存続と環境整備や維持管理	樹勢回復、植替え、維持	ソメイヨシノ	埼玉県新座市	食品等
2020	新川千本桜の復旧	植樹	ソメイヨシノ、カワヅザクラ、ヨウコウなど	千葉県八千代市	無し

出典：クラウドファンディングの各ポータルサイトの事例より作成



写真Ⅲ-1 サクラ植樹のためのふるさと納税利用のポスター
出典：ふるさとチョイスのHPより引用



写真Ⅲ-2 衰えた樹勢のソメイヨシノ
出典：楽天ふるさと納税のHPより引用

た鳥取県琴浦町の例を紹介する(写真Ⅲ-1参照)。近年の集中豪雨などの自然災害で倒木が目立つ琴浦町の船上山万本桜公園やその周辺のサクラに対して、ソメイヨシノやヤマザクラの植樹が行われた。資金の目標金額200万円に対して2014(平成26)年9月30日～10月15日までの15日間で306万円が集まり、目標金額以上については管理費として使用するとしている。1口2万円以上の寄付には、「松葉がに」が返礼品とされた⁽³⁶⁾。

山梨県富士吉田市にある新倉山浅間公園で2018(平成30)年に行った桜の現状調査では、約9割のソメイヨシノに樹勢の衰えが見つかった(写真Ⅲ-2参照)。このため、ソメイヨシノの樹勢回復、植替え、維持管理のための資金調達に、山梨県富士吉田市ではふるさと納税制度を活用し



写真Ⅲ-3 土壌改良作業
出典：楽天ふるさと納税のHPより引用

た。2019(令和元)年10月4日～12月31日の募集期間に目標金額1,500万円に対して約7,760

万円の寄付が集まった。ソメイヨシノごとに樹木医の診断が行われ、剪定、施肥、土壌改良などが行われている（写真Ⅲ-3 参照）⁽³⁷⁾。

樹木医から数年で枯れてしまうと診断された埼玉県新座市池田小学校の校庭に植えられている山桜の樹勢回復に使う資金調達方法として、新座市はふるさと納税制度を活用した（写真Ⅲ-4、Ⅲ-5 参照）。加えて、市内の小・中学校に植えられている老齢化しているソメイヨシノを、比較的寿命の長い山桜に植え替える費用としても用いる。2019（令和元）年12月24日～2020（令和2）年3月19日の募集期間に、目標金額220万円に対して約223万円の寄付が集まった⁽³⁸⁾。

（4）維持管理の為の人材確保

① 環境教育の活動

近年、地球温暖化防止の議論を踏まえ、地球環

境への負荷を抑えて持続可能な社会の構築を目指すことが重要と言われている。人々が環境問題への理解を深めて環境保全活動へ参加するために、「環境教育」の推進が望まれている。環境教育等促進法（2018（平成30）年6月閣議決定）に基づいて、環境教育体験活動の事例が募集されている。以下に、学校教育の観点から優れた環境教育体験活動として2019（令和元）年度選ばれた事例の一部を紹介する。

①- i 尾瀬学校及び芳ヶ平湿地群環境学習の推進（尾瀬学校等補助金事業）

群馬県では2018（平成30）年度から、「ラムサール条約湿地」に登録されている尾瀬の芳ヶ平湿地群の自然や環境に関する学習を目的とした小中学校等に、「芳ヶ平湿地群環境学習」として補助金を交付している。補助の対象は、ガイド料とバス借り上げ料である。ガイド料は児童生徒概ね8名にガイド1名が付き、事前学習経費も含めてガイド1名当たり2万円、バス借り上げ料は、有料道路使用料や駐車料も含めて1日分の実費が補助される。

ガイドによる事前学習を受けることにより、児童生徒への学習効果が高まり、現地ではガイド1人に対して少人数の班で芳ヶ平湿地群の自然、歴史、保護の取組等を学ぶ体験ができるという。2019（令和元）年では、小学校70校、中学校51校が、この事業に参加している。「ガイドによる事前学習」「少数班での自然学習」により、「自然保護や環境問題への関心を高める」と評価されてことが、優れた環境教育体験活動として選ばれた理由である⁽³⁹⁾。

①- ii 広西湧き水再生プロジェクト

「日本環境協会、熊本県環境センター、益城町教育委員会」と連携して広安西小学校の環境委員会が行ってきたものに、「広西湧き水再生プロジェクト」がある。これは、広安西小学校の環境委員会が広安西小学校区の「湧き水を未来へ残していこう」と考えたプロジェクトである。



写真Ⅲ-4 池田小学校の山桜

出典：ふるさとチョイスのHPより引用



写真Ⅲ-5 山桜に生えた茸

出典：ふるさとチョイスのHPより引用

熊本地震後、環境委員会は湧き水の水源である阿蘇や熊本市の江津湖でも湧き水調査を行った。現在、益城町近隣の市町村の美化活動や湧水群の調査、湧き水周辺の清掃活動や水質調査等も行っている。「湧き水と触れ合う活動を通して、それを未来に残したい」とする活動が優れた環境教育体験活動として選ばれた理由である⁽⁴⁰⁾。

② NPO 法人化による会員保護活動

表Ⅲ-4 は、サクラの植樹・保全に関わる NPO 法人を表したものである。これらの NPO 法人に共通する点は、募集した民間のボランティアを中心にサクラの植樹や既存のサクラの維持管理を行っていることである。例えば、2000（平成 12）年から静岡県伊東市を中心に活動を続けている「NPO 法人 森のボランティア」は 2 つの部会に分かれている。桜部会はリスの食害で枯れたサクラの枝やテングス病にかかった枝の処理を行っている。竹部会は孟宗竹の竹林の里山への浸食を防ぐための竹林の整備を行っている。これらの活動により、伊豆高原の自然環境の保持を目指している。2017（平成 29）年 8 月現在の会員数は 75 人で、年間の活動は桜部会で約 21 回、竹部会で約 60 回である。伊東市が後援し、伊豆急グループ

が主催する「伊東の桜を守る協働作戦」では、協力企業の高所作業車を使って高所からのサクラの手入れ作業が行われている（写真Ⅲ-6 参照⁽⁴¹⁾）。

「NPO 法人さがみはら桜守の会」は、相模原市観光協会、相模原市産業振興財団、相模原市まち・みどり公社、相模原・町田大学地域コンソーシアムが、2013（平成 25）年に「桜の普及」を目的として立ち上げた会である。これは「相模原市さくらさくプロジェクト推進事業」の一つであった桜守育成事業講習の修了者が、2017（平成 29）年に任意団体として設立したものである。設立の目的は、「相模原市シティセールスの重点戦略」である相模原市内の「桜の普及に寄与すること」を挙げている。2019（令和元）年には、NPO 法人としての認可を受けた。「桜の保全活動」「環境の保護に関する普及事業」「観光の振興に関する事業」を事業内容としている。剪定、施肥、苗木の養生作業など、幅広く活動をしている（写真Ⅲ-7 参照⁽⁴²⁾）。

③ ボランティア団体による会員保護活動

表Ⅲ-5 は、サクラの植樹・保全に関わるボランティア組織を示したものである。千葉県八千代市で活動している「新川千本桜の会」は、阿宗橋から大和田配水場にかけて新川の両岸に植栽され

表Ⅲ-4 サクラの植樹・保全に関わる NPO 法人

NPO 法人名	主たる事業所の所在地	設立認証年月日
育桜会	東京都世田谷区上馬	2002 年 9 月 27 日
分水さくらを守る会	新潟県燕市上諏訪	2005 年 2 月 10 日
渋谷さくら育樹の会	東京都渋谷区桜丘町	2007 年 11 月 29 日
森のボランティア	静岡県伊東市吉田	2007 年 12 月 21 日
ハッピーロードネット	福島県 双葉郡 広野町広洋台	2008 年 2 月 22 日
環境再生機構	東京都小金井市前原町	2009 年 3 月 11 日
さくら並木ネットワーク★ ¹	東京都世田谷区北沢	2012 年 3 月 8 日
大森木・桜	広島県広島市佐伯区美鈴が丘	2016 年 5 月 18 日
さがみはら桜守の会	神奈川県相模原市緑区橋本	2019 年 9 月 12 日
すみだ桜守の会	東京都墨田区吾妻橋	2019 年 11 月 29 日

注：★1 世田谷区船橋から北沢に東京事務局を移転

出典：NPO 法人ポータルサイト、各法人の HP より作成

「日光桜回遊」のシダレザクラの持続可能な維持管理について



写真Ⅲ-6 高所作業車を使って手入れ作業
出典：森のボランティアのHPより引用



写真Ⅲ-7 サクラ周辺の手入れ作業
出典：さがみはら桜守の会のfacebookより引用

たサクラの草刈り、剪定、害虫駆除などを行っている（写真Ⅲ-8 参照）。新川兩岸のサクラは2001（平成13）年6月に八千代市が植樹の里親を募集し、2002（平成14）年3月の植樹式を経て、その後3回に渡り植えられたものである。新川千本桜の会は、2003（平成15）年4月、市のサクラの維持管理のボランティア募集に答える形で発足された。当初8班編成で活動していたが、2004（平成16）年2月、植栽地域の拡大に伴い9班編成になった。2005（平成17）年から2007（平成19）年まで財団法人イオン環境財団から助成金（合計780万円）を受け、草刈り機などの作業道具や支柱用木材、肥料、燃料などの消耗品を購入している。2009（平成21）年4月には、日本さくらの会総会で「さくらの功労者」として表彰を受けている⁽⁴³⁾。2018（平成30）年現在の会員数は62名である。

既存のサクラの樹勢の回復措置と維持管理に特化して活動をしているボランティアに「戸塚桜セーバー（通称 桜セーバー）」がある。神奈川県柏尾川の桜並木には、一般的に寿命50年～60年と言われているソメイヨシノが多く植えられている。その高齢化したサクラを伐採し、新たに植樹するのではなく、可能な限り樹勢を回復させる措置を行っている。例えば、ピートモスなどを用いた土壌改良に加え、根元に竹筒を埋めて植物活力剤を与え、水分や栄養分、空気が根に届くようにする（写真Ⅲ-9 参照）。また、枝を剪定し、その剪定根に防腐剤を塗るなどの作業も行っている⁽⁴⁴⁾。桜セーバーの活動対象のサクラは、戸塚駅から豊田堰橋までの兩岸の約350本である⁽⁴⁵⁾。

表Ⅲ-5 サクラの植樹・保全に関わるボランティア組織

組織名	活動地域	対象地域	活動内容	会員数
新川千本桜の会	千葉県八千代市	新川のサクラ	維持管理（剪定、害虫駆除など）	62
桜セーバー	神奈川県横浜市	柏尾川のサクラ	樹勢の回復措置と維持管理	約25
岩倉五条川桜並木保存会	愛知県岩倉市	五条川のサクラ	施肥、整枝、寄生植物の駆除	約130
百十郎桜保全ボランティア	岐阜県各務原市	新境川のサクラ	維持管理（整枝、害虫駆除など）	約38

出典：ボランティア団体のHP、情報誌等より作成



写真Ⅲ-8 支え杭の設置

出典：新川千本桜の会の HP より引用



写真Ⅲ-10 根元の土の入れ替え作業

出典：日本花の会の HP より引用



写真Ⅲ-9 埋められた竹筒

出典：横浜市の HP より引用



写真Ⅲ-11 下草刈り作業

出典：吉野山保勝会の HP より引用

④ 全国組織への参加・協力

④ - i 財団法人日本花の会による サクラの樹勢回復と保全

2002（平成14）年、国の天然記念物に指定されているエドヒガン（山高神代ザクラ（山梨県武川村：推定樹齢1800年））の樹勢衰退調査を依頼された日本花の会は、「山高神代ザクラ樹勢回復調査委員会」を設置して調査を行った。調査の結果、1971（昭和46）年に行われた盛土による根への酸素供給不足、石積み囲い内の落葉等の有機質不足によるネコブセンチュウ病の発生、その影響による枝枯れが確認された。2003（平成15）年から4年計画で盛土を栄養分の富んだ土への入れ替えを行った（写真Ⅲ-10 参照）⁽⁴⁶⁾。

④ - ii 公益財団法人 吉野山保勝会によるサクラの樹勢衰退調査と保全活動

吉野山保勝会では、吉野山に生息する山桜の樹勢衰退調査を1993（平成5）年に行い、立木密度、日照、幹の腐敗、寄生植物等の現状が分かった。それに基づき、会では山桜の保護や育成のため、下草刈り、病虫害除去、施肥、植樹などを行っている（写真Ⅲ-11 参照）。20を超える企業や寺院が、この活動に協賛しており、寄付や協賛会への入会も呼び掛けている⁽⁴⁷⁾。

おわりに

日光は文化財の宝庫であるが故の悩みを抱えている。それは人口わずか8万人弱の地方都市にあって国、県、市指定の文化財数の合計が530件

もあり、京都府や奈良県といった世界遺産地域をもち、かつ伝統的建造物群保存地区も有する府県の文化財の数とはほぼ同じ数の文化財の管理を任されていることになる。2017（平成29）年に文部科学大臣から文化審議会へ諮問された「これからの文化財の保存と活用の在り方について」では、「社会状況の大きな変化により、文化財の継承の基盤であるコミュニティが脆弱化、地域の文化多様性の維持・発展が脅かされつつある」としている。その背景には文化財の継承者が地域の過疎化や少子高齢化により不足しているとしており、例えば、重要民家の所有者の平均年齢は約73歳で、自治体への「文化財の地域一体での活用と地域振興に関する調査」でも、35%が人材不足、次に20%が財源不足と答えている。国土交通省が実施した1,028市町村へのアンケート調査（2016（平成28）年）でも、65歳以上の人口が50%以上占める集落が15,568、今後10年以内に「無居住化」の可能性があると答えた集落が570あった⁽⁴⁸⁾。

日光市もまさにこの問題に直面しつつあるのではないかと。したがってこれからの「日光桜回遊」の発展の鍵となるのは、この活動に参加できる担い手をどのように増やし養成していくかである。現在地方自治体が抱える共通の問題である過疎化、少子化、高齢化問題を日光ではどのように解決していくかが最大の鍵となろう。

しかし、そうはいつてもまずはやれるところからやっていくことが大切である。幸い日光は景観行政団体となっており、景観計画も策定している。その中で景観重要建造物も一件指定されている。同じように、「日光桜回遊」の中で「景観重要樹木」に指定できる樹木については積極的に申請することで保全の道を模索していくべきである。また、栃木県でも「とちぎ緑の基金」を活用した古木・名木の樹勢回復事業を実施しており、助成金の交付を受けることが可能となっている⁽⁴⁹⁾。そのためにはなるべく早い段階でサクラを保全する会を立ち上げ、すでに全国各地で行われているクラウドファンディングによる財政支援、環境教育と組み合わせたボランティアの確保、全国NPO法人との情報の共有といった動き

を活発に行うことが大切である。日光桜遊会でも、イベント開催に力を注ぐだけでなく、こういった支援体制や各種プログラムをできるだけ取り入れる工夫をすることで、サクラの個人所有者の負担軽減につなげることが必要だろう。

また、全国の天然記念物や古木・名木に指定されているサクラにはそれぞれ「サクラの物語」がある。天然記念物に指定されるには国家的に価値があることが認められなければならない。それには種の貴重性の他、そのサクラがいつ頃植えられたのかと、地域の人々によってどのようにして守られてきたのかといった、サクラの「ファミリーヒストリー」が必要である。さらに、古木・名木は人とのかかわり合いや、地域の文化と密接な関係性の中で生き残ってきており、多くの場合、人との関係なしでその存在はありえない。日光は何度も洪水の被害や火災、地震にもあっている。そういった天変地異の事件にも関わらず、「日光桜回遊」のサクラは何百年もの歳月を生き抜いてきている。したがって、それらの一本一本の樹木自体の美や景観に魅了されるのもやぶさかではないが、地域とのかかわりかたにも関心を持つことで、よりサクラの魅力が理解できるのではないだろうか。これらのサクラの歴史については地元の語り部を見つけ出し、記録を丁寧な作成しながら検証していくことが望ましい。

この「日光桜回遊」のサクラのリストからもわかるように、多くが旧日光市の御幸町や稲荷町を中心に見て回ることができるが、これらの地域には、江戸時代に日光山の社家・神人・八乙女・輪王寺宮の家来、日光奉行配下の同心などが混住していた。日光の歴史によると、実際に日光奉行配下の役人が大勢住んでおり、その中には高田家、神山家、稲垣家、星野家等といった「日光桜回遊」のサクラを所有している個人の名前を見つけることができ、彼らの屋敷に植えられたサクラが今日まで生き延びて古木・名木となったと推測することもできる。この推測が正しいのかどうかについては更なる研究が必要であるが、こういった想像をかきたてられる日光には門前町としての歴史物語が存在するにちがいない⁽⁵⁰⁾。

さらに徳川家とサクラとの深い関係について調査をすると興味深い事実が沢山出てくる。サクラと言えば、隅田川の花見を盛んにした八代将軍徳川吉宗が有名だが、実は三代将軍徳川家光もわざわざ奈良県吉野からサクラを取寄せ、上野寛永寺に植えさせ花見を楽しんでいた。その結果、上野は山桜、八重桜、彼岸桜等の桜樹が植えられ、有名なサクラの名所となったのだが、当時は庶民の立ち入りが禁じられていた。又、徳川家光は地方の各所にサクラの御手植えを行っており、川越大師喜多院のしだれ桜や、家光の側室だったお楽の方が病氣静養中には栃木市の太山寺にサクラを御手植えになっており、現在では樹齢360年の見事なサクラとなっている。江戸時代には庶民によってもサクラの木が植えられ、サクラは全国的な広がりをみせるようになり各地にサクラの名所がつくられた⁽⁵¹⁾。日光と深い所縁のある徳川家と「日光桜回遊」のサクラとのつながりについても研究していくことは興味深い。

最後に「日光桜回遊」にリストされているサクラの大半がシダレザクラであることに注目したい。「桜の精神史」を記した牧野和春によると、シダレザクラは神が降臨するのに便利な木であるために注目をされていたのだという。したがって、昔から神聖視されてきており、シダレザクラの美の中に極楽浄土の至福の世界が広がるという⁽⁵²⁾。この要素こそが、今後の「日光桜回遊」のサクラの魅力を演出する鍵になるであろうし、門前町の日光にふさわしい非日常の空間を作り出してくれるだろう。日光桜遊会の保全活動にむけての更なる挑戦に期待したい。

《注》

- (1) 精選版日本国語大辞典の解説によると、「古木」とは多くの年を経た木や老樹を指し、「名木」は優れて立派な木や由緒のある名高い銘木を指す。
- (2) 金田正明、親泊素子、「日光の桜回遊の活用と保全について」、『江戸川大学紀要』、第30号、2020年、pp.517-535。
- (3) 「天然記念物の種類別指定件数」、文化庁HP。
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/kinenbutsu/> (2020/10/05 取得)
- (4) 「国指定文化財データベース」、文化庁HP。

- <https://kunikunishitei.bunka.go.jp/bsys/index.pc.html> (2020/10/05 取得)
- (5) 「カモシカ」、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会HP。
<https://jataff.jp/monument/2.html> (2020/10/05 取得)
- (6) 「栃木県指定文化財天然記念物」、栃木県教育委員会事務局文化財課HP。
http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/bunkazai/index_nat.htm (2020/10/06 取得)
- (7) 「日光市の指定文化財」、日光市HP。
<https://bunkazai.edu.nikkocity.jp/list.html> (2020/10/06 取得)
- (8) 同上。
- (9) 「景観法の施行状況」、国土交通省HP。
https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000021_html (2020/10/10 取得)
- (10) 「日光市景観計画」、日光市HP。
<https://www.city.nikko.lg.jp/toshikeikaku/gyousei/shisei/keikan...> (2020/10/10 取得)
- (11) 国土交通省HP、前掲。
- (12) 「第6回自然環境保全基礎調査『巨樹・巨木林フォローアップ調査』について」、2001年、環境省HP。
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/2842.pdf> (2020年11/02 取得)
- (13) 同上。
- (14) 同上。
- (15) 同上。
- (16) 「保存樹および保存樹林」、国土交通省HP。
<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001342894.pdf> (2020/11/02 取得)
- (17) 同上。
- (18) 同上。
- (19) 日光桜遊会発行、「日光桜回遊」パンフレット、2019年版。
- (20) 金田正明、親泊素子、前掲。
- (21) 「平成30年度版日光市統計書」、日光市、p.48。
- (22) 「令和2年度文化財補助金交付一覧」、文化庁HP。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/r02_kofu/index.html (2020/11/5 取得)
- (23) 同上。
- (24) 同上。
- (25) 2015(平成27)年度の世界遺産登録準備事業費2,509万円の場合は、国が439万円を負担し、栃木県が141万円を負担した結果、日光市の負担は1,872万円であった。日光市は650万円を借入金で賄っている。
- (26) 「京都を中心とした歴史都市の総合的魅力向上調査に係る文化財を地域に活かす支援組織と制度

- のあり方の実効性調査報告書」, 平成 18 年度国土施策創発調査, 国土交通省近畿地方整備局, 京都市・大津市・宇治市, 2006 年, pp.50-56。
- (27) 「文化財保護のための資金調達ハンドブック」, 文化庁地域文化創生本部, 2020 年 3 月, p.3。
- (28) 同上, pp.10-13。
- (29) 同上, pp.18-20。
- (30) 同上, pp.14-16。
- (31) 同上, pp.22-25。
- (32) 同上, pp.26-30。
- (33) 同上, pp.32-34。
- (34) 同上, pp.36-38。
- (35) 同上, pp.40-41。
- (36) 「万本桜公園の桜を復活させる」, ふるさとチョイス HP。
<https://www.furusato-tax.jp/gcf/3/> (2020/10/13 取得)
- (37) 「日本を代表する景色『富士山と桜と五重塔』を後世まで残したい」, 楽天ふるさと納税 HP。
<https://event.rakuten.co.jp/furusato/crowdfunding/project/2019/0005/> (2020/10/13 取得)
- (38) 「小・中学校の桜を守り育てて, 子供たちのオアシスを残して行きたい。サクラ満開プロジェクト!」, ふるさとチョイス HP。
<https://www.furusato-tax.jp/gcf/753> (2020/10/27 取得)
- (39) 「芳ヶ原湿地群環境学習」, 群馬県 HP。
https://www.pref.gunma.jp/04/e23g_00027.html (2020/11/23 取得)
- (40) 「環境教育体験活動優良事例の公表について」, 環境省 HP。
http://eco.env.go.jp/system/good_practice/good_practice_r01.html (2020/11/27 取得)
- (41) 森のボランティア HP。
<http://www.izu.jp/~moribora/Page4/index.html> (2020/11/20 取得)
- (42) さがみはら桜守の会 HP。 <http://www.sagami-portal.com/hp/dnt10123/> (2020/11/24 取得)
- (43) 新川千本桜の会 HP。
<https://www.7b.biglobe.ne.jp/~senbonzakura/index.htm> (2020/11/24 取得)
- (44) 「桜セーバー活動」, 横浜市 HP。 https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kurashi/machizukuri_kankyo/machizukuri/tots (2020/11/23 取得)
- (45) 「活動紹介」, 戸塚桜セーバー HP。
<http://sakurasaver.com/totsuka/saver-2/> (2020/11/24 取得)
- (46) 「国指定天然記念物」, 桜の樹勢回復と保全, 日本花の会 HP。
<http://www.hananokai.or.jp/sakura/sakura-care/> (2020/10/16 取得)
- (47) 「山桜の保護」, 公益財団法人吉野山保勝会 HP。
<http://www.hoshoukai.yoshino.jp/bring.htm> (2020/11/2 取得)
- (48) 「文化財保護制度の見直しについて」, 文化庁, 平成 31 年 1 月, pp.2-5。
- (49) 「緑づくり」, 栃木県 HP。
<https://t-kms.sakura.ne.jp/ryokka/shien/meiboku/index.html> (2020 年 11 月 07 日取得)
- (50) 日光市史編纂委員会編, 「日光市史 中巻」, 日光市, 1979 年, pp.578-586。
- (51) 牧野和春, 「新桜の精神史」, 中央公論新社, 2002 年, pp.175-176。
- (52) 同上, pp.222-224。

参考文献

- 「活動紹介」, 戸塚桜セーバー HP。
<http://sakurasaver.com/totsuka/saver-2/> (2020/11/24 取得)
- 金田正明, 親泊素子, 「日光の桜回遊の活用と保全について」, 『江戸川大学紀要』, 第 30 号, 2020 年, pp.517-535。
- 「カモシカ」, 公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会 HP。
<https://jataff.jp/monument/2.html> (2020/10/05 取得)
- 「環境教育体験活動優良事例の公表について」, 環境省 HP。
http://eco.env.go.jp/system/good_practice/good_practice_r01.html (2020/11/27 取得)
- 「京都を中心とした歴史都市の総合的魅力度向上調査に係る文化財を地域に活かす支援組織と制度のあり方の実効性調査報告書」, 平成 18 年度国土施策創発調査, 国土交通省近畿地方整備局, 京都市・大津市・宇治市, 2006 年。
- 「国指定天然記念物」, 桜の樹勢回復と保全, 日本花の会 HP。
<http://www.hananokai.or.jp/sakura/sakura-care/> (2020/10/16 取得)
- 「国指定文化財データベース」, 文化庁 HP。
<https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index.pc.html> (2020/10/05 取得)
- 「景観法の施行状況」, 国土交通省 HP。
https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000021.html (2020/10/10 取得)
- さがみはら桜守の会 HP。 <http://www.sagami-portal.com/hp/dnt10123/> (2020/11/24 取得)
- 「桜セーバー活動」, 横浜市 HP。 https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kurashi/machizukuri_kankyo/machizukuri/tots (2020/11/23 取得)
- 「小・中学校の桜を守り育てて, 子供たちのオアシスを残して行きたい。サクラ満開プロジェクト!」, ふるさとチョイス HP。
<https://www.furusato-tax.jp/gcf/753> (2020/10/27 取得)

「日光桜回遊」のシダレザクラの持続可能な維持管理について

- 新川千本桜の会 HP。
<https://www.7b.biglobe.ne.jp/~senbonzakura/index.htm> (2020/11/24 取得)
- 「第6回自然環境保全基礎調査『巨樹・巨木林フォローアップ調査』について」, 2001年, 環境省 HP。
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/2842.pdf> (2020年11/02 取得)
- 「天然記念物の種類別指定件数」, 文化庁 HP。
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/kinenbutsu/> (2020/10/05 取得)
- 「栃木県指定文化財天然記念物」, 栃木県教育委員会事務局文化財課 HP。
http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/bunkazai/index_nat.htm (2020/10/06 取得)
- 日光桜遊会発行, 「日光桜回遊」パンフレット, 2019年版。
- 「日光市景観計画」, 日光市 HP。
<https://www.city.nikko.lg.jp/toshikeikaku/gyousei/shisei/keikan..> (2020/10/10 取得)
- 日光市史編纂委員会編, 「日光市史 中巻」, 日光市, 1979年。
- 「日光市の指定文化財」, 日光市 HP。
<https://bunkazai.edu.nikkocity.jp/list.html> (2020/10/06 取得)
- 「日本を代表する景色『富士山と桜と五重塔』を後世まで残したい」, 楽天ふるさと納税 HP。
<https://event.rakuten.co.jp/furusato/crowdfunding/project/2019/0005/> (2020/10/13 取得)
- 「文化財保護制度の見直しについて」, 文化庁, 平成31年1月。
- 「文化財保護のための資金調達ハンドブック」, 文化庁地域文化創生本部, 2020年3月。
- 「平成30年度版日光市統計書」, 日光市。
- 「保存樹および保存樹林」, 国土交通省 HP。
<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001342894.pdf> (2020/11/02 取得)
- 牧野和春, 「新桜の精神史」, 中央公論新社, 2002年。
- 「万本桜公園の桜を復活させる」, ふるさとチョイス HP。
<https://www.furusato-tax.jp/gcf/3/> (2020/10/13 取得)
- 「緑づくり」, 栃木県 HP。
<https://t-kms.sakura.ne.jp/ryokka/shien/meiboku/index.html> (2020年11月07日取得)
- 森のボランティア HP。
<http://www.izu.jp/~moribora/Page4/index.html> (2020/11/20 取得)
- 「山桜の保護」, 公益財団法人吉野山保勝会 HP。
<http://www.hoshoukai.yoshino.jp/bring.htm> (2020/11/2 取得)
- 「芳ヶ原湿地群環境学習」, 群馬県 HP。
https://www.pref.gunma.jp/04/e23g_00027.html (2020/11/23 取得)
- 「令和2年度文化財補助金交付一覧」, 文化庁 HP。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/jo-seishien/hojo/r02_kofu/index.html (2020/11/5 取得)